

2019年2月25日

No. 19-057

株式会社いよぎん地域経済研究センター

## 県内企業における特許活用の課題と方向性

～企業価値を高めて激動の時代を生き残る～

株式会社いよぎん地域経済研究センター（略称IRC、社長 重松 栄治）では、このたび下記のとおり、県内企業等の特許活用状況について調査結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、詳細は2019年3月1日発行の「IRC Monthly」2019年3月号に掲載いたします。

### 記

#### 【調査概要】

- ・ さまざまな技術の革新により、企業間の製品開発・市場獲得競争は激しさを増しており、ものづくり企業が生き残っていくためには「技術力」がポイントとなる。目に見えない財産である技術力を特許権として「見える化」し企業価値を高めることが重要だ。
- ・ 産業財産権のなかで最も出願・登録件数が多いのが特許権である。2018年9月時点で愛媛の中小企業が保有する特許件数は愛媛全体の15.8%と低水準で、中小企業の特許活用が進んでいない。
- ・ 活用が進んでいない要因として、中小企業は①特許に対する関心度が低い、②自社製品を開発しようとする企業が少ない、③開放特許を活用しようとする企業が少ない、ことが挙げられる。支援機関においては、①支援窓口の存在が知られていない、②長期継続的な支援ができていない、ことが挙げられる。
- ・ 今後、特許を活用していくためには、中小企業は①まずは支援機関に相談する、②自社の技術力・製品開発力を把握する、③自社に不足する部分を開放特許の活用で補う、ことが重要になる。
- ・ 支援機関には、①地道な周知活動を推進する中でも一工夫する、②支援の核となる人材を育成し長期的に配置する、などにより製品化・事業化を前提とした継続的な支援体制が構築されることが望まれる。

以上

## はじめに

さまざまな技術の革新により、企業間の製品開発・市場獲得競争は激しさを増しており、ものづくり企業が生き残っていくためには「技術力」がポイントとなる。目に見えない財産である技術力を特許権として「見える化」して企業価値を高めることが重要だ。

今回は知的財産（以下、知財という）のなかの「特許権」にスポットをあて、県内中小企業における特許活用の現状と方向性を取りまとめた。

## 1. 特許権とは

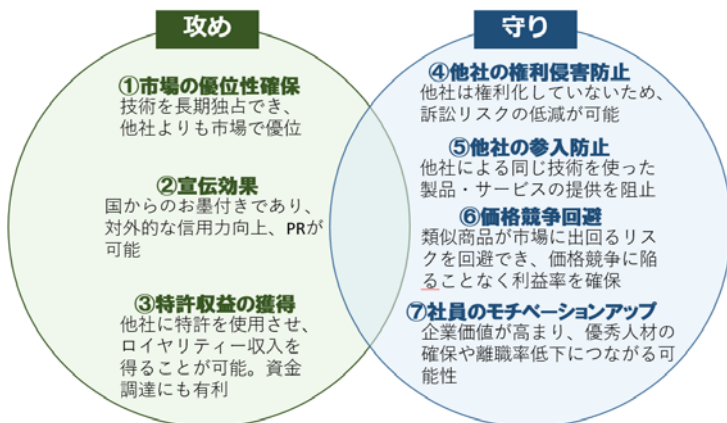
### (1) 特許権の概要

特許権とは、産業財産権の1つの権利で、国（特許庁）から自分（自社）だけが特別に使うことが認められたアイデアの範囲のことで、出願件数は産業財産権のなかで最も多い。特許権を取得すると、自身の発明した特許を独占して実施でき、第三者がその特許を無断利用していれば排除することができる。

### (2) 特許を取得するメリット

企業が特許を取得し製品化・事業化することのメリットを整理すると、図表-1の通りとなる。①～③は「攻め」の経営、④～⑦は「守り」の経営としてのメリットであり、この両輪で得られる効果は計り知れない。

【図表-1】特許取得のメリット



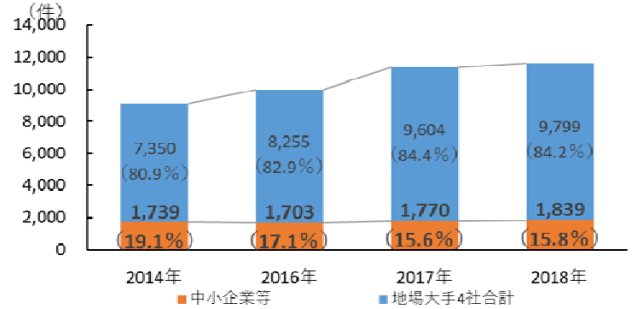
## 2. 特許の出願・登録と活用の状況

### (1) 出願・登録の状況

愛媛では、特許出願件数はやや減少傾向にあるが、

登録件数は2015年以降3年連続で増加し、直近の登録件数では全国11位に位置している。しかし、企業規模別の特許保有件数をみると、大王製紙(株)、ユニ・チャーム(株)、井関農機(株)、三浦工業(株)の地場大手4社で約85%を占め、中小企業において特許取得が浸透していないことがうかがえる（図表-2）。

【図表-2】県内企業が保有する特許の状況



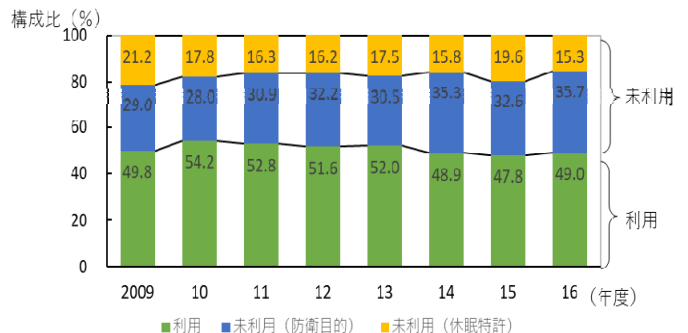
資料：特許庁「特許情報」をもとにIRC作成

注：2016年は7月、2014年、2017年および2018年は9月時点で存在している特許で、個人等秘匿となっているものを除く。

### (2) 活用の状況

2016年度時点で全国に現存する特許約164万件のうち、利用されているのは約80万件（49.0%）にとどまる（図表-3）。未利用の約84万件のなかには、他社の模倣を防ぐ防衛目的もあるが、それ以外で製品化・事業化の見込みが薄く眠ったままの特許（休眠特許）が約25万件存在する。大企業が保有する特許は、経済環境の変化などによる事業計画見直しや、市場規模が小さいと判断されて製品化に至らないことで休眠特許となることも多く、利用率は3割程度にとどまる。

【図表-3】国内における特許権利用率の推移（全国推計値）



資料：特許庁「特許行政年次報告書2018年版」をもとにIRC作成

### (3) 政府の取組

政府では、中小企業による特許活用を促進するための施策を実施している。代表的なものとして、以下のものがある。

- A. 中小企業等が抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知財の悩み相談を受け付ける「知財総合支援窓口」の設置。
- B. 大企業が保有する休眠特許を中小企業に開放し（開放特許）、それを活用。

### 3. 愛媛の特許活用における問題点

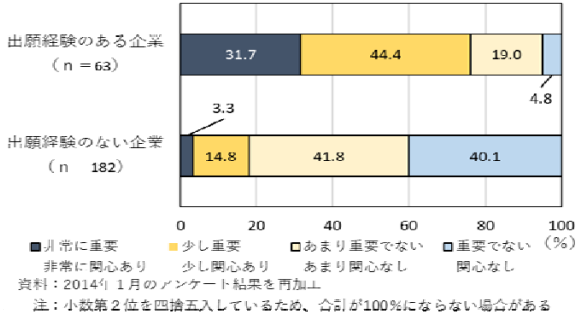
#### (1) 中小企業における問題点

##### A. 特許に関する関心が低い

IRCが2014年1月に実施したアンケートでは、出願経験のない企業の関心度は低く、「非常に興味あり」と「少し興味あり」の合計で18.1%となっている（図表-4）。

現在も依然としてその傾向が色濃く残っており、支援機関や弁理士などの専門家は「まだまだ企業の知財全般に対する関心度は低い」と語る。

【図表-4】特許の重要度（出願経験のある企業）、特許への関心度（出願経験のない企業）



##### B. 自社製品を開発しようとする企業が少ない

取材のなかで、下請け主体の企業の多くは、「現状維持で構わない」と考えているように感じられた。現在は受注が安定しているうえ、人手不足で手一杯なのかもしれないが、業績が好調な今だからこそ、自社製品を開発してさらに付加価値・競争力を高めることが必要だろう。

##### C. 開放特許を活用する企業が少ない

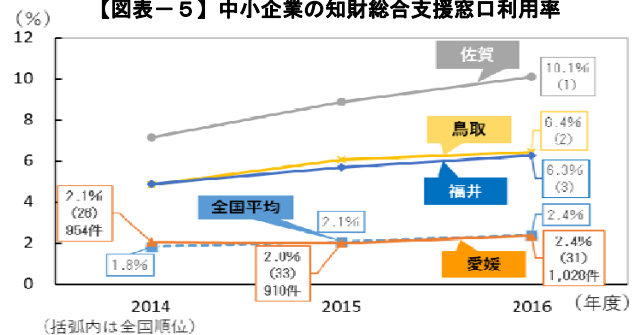
全国では、開放特許を活用して新製品を開発する産産連携の事例が続々と出てきているが、愛媛でそういった事例はほとんど聞かれない。開放特許情報データベースの存在を知らない企業も多く、知っていたとしても、自社で活用できる情報は掲載されていないとの先入観を持っているケースがあるようだ。

### (2) 支援機関等における問題点

#### A. 支援窓口の存在が知られていない

2016年において、愛媛の中小企業が知財総合支援窓口を利用した割合は2.4%と、全国平均並の水準だ（図表-5）。しかし、利用率が全国1位の佐賀は10.1%であり、愛媛にはまだ改善の余地がありそうだ。「支援窓口の存在がほとんど知られていない」（窓口の愛媛県発明協会。以下、発明協会という）ことは大きな問題点といえよう。

【図表-5】中小企業の知財総合支援窓口利用率



資料：特許庁「平成29年度地域知財戦略調査研究事業『地域別知的財産活動に関する調査』報告書」、中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」をもとにIRC作成

注1：件数は、特許以外の知的財産権に関する相談を含む

注2：2014年、2015年は2014年7月時点の中小企業数、2016年は2016年6月時点の中小企業数を分母として計算している。

#### B. 長期継続的な支援ができていない

中小企業に特許を普及させるには、継続的な取組が重要となる。構想から製品化（事業化）までの期間が長くなるものが多いからだ。一方で、支援機関等の職員は概ね2～5年サイクルの人事異動が伴う。担当者ごとに支援に対する熱意にも差は生じ、支援が長続きせず単発的な取組で終わったものもあるようだ。特に地方においては、知的財産を専門にコーディネートする人材が少ないことに加え、職員の『人事異動の壁』が長期的な支援を妨げる一番の問題となっている可能性がある。

### 4. 特許を活用するために

#### (1) 中小企業の視点から

##### A. まずは支援機関に相談

「そもそも特許や知的財産の重要性や仕組みがよく分からない」、「自社の技術や製品が特許など権利化に値するかどうか分からない」企業などは、知財総合支援窓口（発明協会）を積極的に活用するべきだろう。発明協会は、弁理士による無料相談会の開

催のほか、特許出願にあたっての先行調査や申請書の作成方法などのアドバイスを受けることができる。

## B. 自社の技術力、製品開発力の把握

自社製品を持たない下請型のものづくり中小企業が経営環境を安定させるためには、自社製品の開発で市場競争力を付けることが重要だ。そのためには、自社の技術力や製品開発力をしっかり把握し、それが特許につながるものであれば積極的に活用し、企業価値を高めて他社との差別化を行うべきだろう。

## C. 開放特許の活用

「技術力には自信があり、新製品開発や特許にも興味はあるが、時間と資金と人材が足りない」という中小企業は多い。そういう場合は、大企業の開放特許を活用することが有効になる。開放特許の活用する企業にとっては、図表－6のようなメリットがあり、大企業にとっても、未利用の特許を開放することでライセンス収入が期待できるほか、中小企業の技術力向上を通じて地域社会発展に貢献するCSRの意味合いもある。これに伴い、現在は全国各地で開放特許を紹介するセミナーやマッチング商談会が開催されており、愛媛での開催も期待される。

【図表－6】開放特許活用のメリット

①開発にかかる時間や資金を抑えられる 不足する技術を速やかに入手でき、製品開発にかかるコストを抑制できる
②大企業の特許を使って共同開発できる 大企業のブランド力を活かすことができるうえ、大企業と共同開発をするため、製品にも付加価値がつく
③特許の管理をせずとも、特許の利点を享受できる 特許権の保有者が更新など権利の管理を担ってくれるため、特許管理部門のない企業にとっては管理負担軽減につながる
④メディアに取り上げられる可能性が高い 開放特許によるオープンイノベーションは、現在のものづくりのトレンドでもあり、メディアに取り上げられる可能性が高い
⑤大企業の受注生産から、大企業との共同開発へ これまで自社製品を作ったことがない企業でも、自らがメーカーとなることができ、大企業と共同で技術開発を行うことで事業の内容が広がる可能性がある

## (2) 支援機関等の視点から

### A. 地道な周知活動にも一工夫

知財総合支援窓口での中小企業の相談利用率が全国一の佐賀県は、他団体が主催する知財とは関係ないセミナーなどの開催情報も集めて、知的財産に関

する周知の時間を割いてもらったり、知財総合支援窓口の紹介チラシを配布してもらったり、事あるごとに「知財」という文言を目に焼き付けさせ、企業に「気づきを与える」活動を徹底している。

金融機関のネットワークも欠かせない。地域金融機関は多くの中小企業経営者と接点を持っており、情報量も豊富だ。知財総合支援窓口と金融機関お互いがより連携を深められれば、企業への周知も進み、眠れるダイヤの原石を掘り起こせる可能性も広がる。

企業に支援窓口の存在を周知するには、地道な訪問活動・セミナーなどを実施していくことが不可欠だが、こうした創意工夫を行うことも重要だ。

### B. 核となる支援人材の育成と長期的な配置

多くの中小企業では、知財に詳しい人材が少なく、支援機関の長期的・継続的なサポートが必要となる。特に、熱意のある支援者（コーディネーター）が中心的な役割を果たすことが多いが、愛媛はその人材が不足している。先進地域からコーディネーターを招聘する、あるいは提携して定期的にコーディネーターの育成活動をしてもらうことも一案ではないか。核となる支援人材が育成成されれば、それに感化され、支援人材の輪が徐々に広がる、という効果も期待できる。また、その人材がある程度長期的に配置されれば、企業は安心して製品開発に取り組める効果がある。

## おわりに

特許を取得するためには、中小企業・支援機関双方の熱意と根気が必要だ。しかし、特許の取得がゴールではない。それを活かして事業化させ、他社との差別化で収益を上げることがゴールだ。

本稿によって、企業経営者の特許（知的財産）に対する関心が少しでも高まり、ドラマ『下町ロケット』の「佃製作所」や『陸王』の「こはぜ屋」のような特許を活用したものづくり企業が愛媛から多く生まれることを期待したい。

(福田 泰三)